

国立大学法人九州大学職員給与規程

平成16年度九大就規第14号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：平成30年 3月30日
 (平成29年度九大就規第27号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 基本給（第8条－第13条）
- 第3章 諸手当（第14条－第29条）
- 第4章 賞与（第30条－第32条）
- 第5章 雑則（第33条）

附則

- 第1章 総則
 (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与に関する事項について定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給与の支給日
基本給月額 基本給調整額 基本給調整額に準ずる手当 管理職手当 初任給調整手当 地域手当 地域調整手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
特殊勤務手当 入試手当 学位論文調査手当 診療従事手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）
遠隔地手当		11月21日

		ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	1 1月から3月までの各月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用することがある。この場合の給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、職員の指定する職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 前条及び第25条から第27条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給並びにこれに対する地域手当又は地域調整手当及び広域異動手当（以下「地域手当等」という。）並びに管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び特地勤務手当に準ずる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第21条に規定する特殊勤務手当（夜間看護等手当及び待機手当を除く。）が支給されることとなる勤務に該当する場合の第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第6条 第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第25条から第27条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第2章 基本給

(基本給)

第8条 各職員の受ける基本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給は、基本給表に定める基本給月額及び第12条に規定する基本給調整額の合計額とする。

(基本給表の種類)

第9条 基本給表の種類は次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職基本給表
 - イ 一般職基本給表(一)(別表第1-1)
 - ロ 一般職基本給表(二)(別表第1-2)
- (2) 特定業務専門職基本給表(別表第1-3)
- (3) 教育職基本給表(別表第1-4)
- (4) 医療職基本給表
 - イ 医療職基本給表(一)(別表第1-5)
 - ロ 医療職基本給表(二)(別表第1-6)
- (5) 指定職基本給表(別表第1-7)
- (6) 特定有期職基本給表
 - イ (削除)
 - ロ 特定有期職基本給表(二)(別表第1-9)

2 各基本給表(指定職基本給表を除く。)に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別の資格基準は、本学が定める。

(基本給の支給)

第10条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職(死亡の場合を除く。)し、又は解雇されたときは、その日まで基本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。

4 職員が、次の各号のいずれかに該当するときに基本給を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その基本給額は、当該月の現日数から就業通則第31条第5項に規定する休日(就業通則第32条の規定が適用される職員については、これに相当する休日)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- (1) 第1項又は第2項に該当する場合
- (2) 就業通則第12条の規定により休職となり、又は休職の終了により復職した場合
- (3) 就業通則第39条第1項の規定により育児休業を開始し、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 就業通則第40条の2第1項の規定により自己啓発等休業を開始し、又は自己啓発等休業の終了により復職した場合
- (5) 就業通則第40条の3第1項の規定により配偶者同行休業を開始し、又は配偶者同行休業の終了により復職した場合
- (6) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となり、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(基本給の異動)

第11条 新たに職員となった者の基本給の号は、その者の学歴、免許・資格及び経歴等に応じて決定する。

2 勤務成績が良好であることその他本学が定める基準により、適当と認める職員については、当該職員の級を同一の基本給表の上位の級に変更することができる。

3 職員が就業通則第8条の規定による降任をしたときは、当該職員の級を同一の基本給表の下位の級に変更することができる。

4 基本給表の適用を異にする異動をした職員、又は初任給の基準を異にする職に異動した職員の号については、本学が定める。

5 職員(指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うことができる。

- 6 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号数については、本学が定める。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号を超えて行うことができない。
- 8 前7項に規定するもののほか、特別な事由があると本学が認めた場合には、上位の号に決定することができる。

(基本給調整額)

第12条 職務内容の特殊性により、同じ職務の級に属する他の職に比べて、基本給月額が適当でないと認められる者には、基本給調整額を支給する。

- 2 基本給調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第1-10に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1-11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。

(基本給調整額に準ずる手当)

第12条の2 教育職基本給表の適用を受けない職員が大学院の学府の教授、准教授、講師(非常勤講師を除く。)又は助教を兼ねるときは、基本給調整額に準ずる手当を支給する。

- 2 基本給調整額に準ずる手当の額は、前条第2項の規定を準用した場合に得られる額とする。
- 3 この規程の第5条、第10条、第13条、第16条、第16条の2、第16条の3、第22条、第23条、第30条及び第31条の規定の適用にあつては、基本給表に定める基本給月額、基本給調整額及び基本給調整額に準ずる手当の合計額を基本給とする。

(基本給の半減)

第13条 第10条の規定にかかわらず、職員が傷病(業務上及び通勤による傷病を除く。)に係る療養のため、又は疾病(業務上及び通勤による疾病を除く。)にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあつては1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給の半額を減ずる。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、本学が指定する職を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 管理職手当の月額を、基本給表及び職務の級並びに職の別により本学が定める区分に応じて、別表第1-12に掲げる額とする。

(初任給調整手当)

第15条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員(教育職基本給表の適用を受け、かつ、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,700円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。この場合の月額は、当該手当の支給対象職員となった日以後の期間の区分に応じて別表第1-13に掲げる額とする。

- 2 職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった者で、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、初任給調整手当及びこれに相当する手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(地域手当)

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮した場合に支給する必要があると認められる次の各号に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- (1) 東京都特別区
 - (2) 福岡県福岡市
 - (3) 福岡県春日市
 - (4) 福岡県糟屋郡粕屋町
 - (5) 福岡県糟屋郡篠栗町
 - (6) 福岡県福津市
- 2 地域手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、前項に規定する地域に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 前項第1号の地域 100分の20
 - (2) 前項第2号から第6号までの地域 100分の10
- 3 前項第2号の割合により地域手当を支給されていた職員が、異動又は施設の移転（以下「異動等」という。）により、地域手当の支給地域以外の地域に勤務することとなった場合（職員が、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は施設に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他これに相当すると本学が認める場合に限る。）は、異動等の日から3年間、当該異動等の日の前日に支給されていた支給割合により地域手当を支給する。
- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員又は他の国立大学法人の職員その他これに準ずると本学が認めるもの（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情を考慮して、前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、採用の日から2年間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合により地域手当を支給する。
- (1) 採用の日から1年を経過するまでの期間 採用の直前に勤務していた機関において支給されていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合
 - (2) 採用の日から2年を経過するまでの期間（前号の期間を除く。） 前号の支給割合に100分の80を乗じた割合
（地域調整手当）
- 第16条の2 地域調整手当は、前条第1項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員（前条第3項又は第4項の規定により、地域手当を支給されている者を除く。）に支給する。
- 2 地域調整手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。
（広域異動手当）
- 第16条の3 広域異動手当は、在勤する地域を異にして異動等をした職員のうち、次の各号に掲げる距離がいずれも60km以上となる者又はこれに相当すると認められる者に、異動等の日から3年間支給する。ただし、第16条第1項又は第3項の規定により地域手当を支給される職員には、広域異動手当は支給しない。
- (1) 異動等の日の前日に在勤していた施設と当該異動等の直後に在勤する施設との間の距離（以下「施設間の距離」という。）
 - (2) 異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設との間の距離
- 2 広域異動手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる施設間の距離の区分に応じてそれぞれ定める割合から、前条に規定する地域調整手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。
- (1) 300km以上 100分の10
 - (2) 60km以上300km未満 100分の5
- 3 給与法適用職員等であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情を考慮して、広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて、当該職員に広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当の支給割合が当該職員の地域手当の支給割合以下となるときは、広域異動手当は支給しない。

- 4 前項本文の場合において、第1項中「異動等」とあるのは「採用」と、第2項中「前条に規定する地域調整手当」とあるのは「前条に規定する地域調整手当又は第16条第4項の規定による地域手当」と読み替えるものとする。

(扶養手当)

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、対象となる扶養親族に応じて同表に定める額の合計額とする。

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円 ただし、一般職（一）俸給表8級、特定業務専門職俸給表6級、教育職俸給表5級及び医療職俸給表（一）8級に該当する職員（以下「一般職（一）8級相当職員」という。）にあつては3,500円とし、一般職（一）俸給表9級及び10級並びに特定業務専門職俸給表7級に該当する職員（以下「一般職（一）9級以上相当職員」という。）にあつては支給しない。
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	ただし、一般職（一）8級相当職員にあつては3,500円とし、一般職（一）9級以上相当職員にあつては支給しない。
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は扶養親族とすることができないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。ただし、一般職（一）9級以上相当職員にあつては、第2項の表の第1号及び第3号から第6号までの扶養親族に係る者を除く。

(1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合

(2) 新たに扶養親族の要件を具備するに至った者がある場合

(3) 扶養親族の要件を欠くに至った者がある場合（第2項の表の第2号、第3号又は第5号の扶養親族が、満22歳に達した日以後最初の3月31日の経過により、当該要件を欠くこととなった場合を除く。）

(4) 扶養親族のある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(5) 扶養親族のある職員が、配偶者を有することとなった場合（第2号に該当する場合

を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、次の各号に掲げる場合に応じ、各号に定める月から開始する。
- (1) 前項第1号又は第2号の場合 採用された日又は扶養の事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
 - (2) 前号の場合で、届出がそれぞれ事実が生じた日から15日を経過した後にされたとき 届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- 7 扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは解雇された場合又はすべての扶養親族が扶養親族の要件を欠くに至った場合には、扶養手当の支給は、それらの事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 8 扶養手当を受けている職員に次の各号に掲げる事実が生じた場合には、当該各号に定める月からその支給額を改定する。
- (1) 更に扶養親族を有するに至った場合、扶養親族のうち一部が扶養親族の要件を欠くに至った場合又は第5項第4号又は第5号に掲げる事由が発生した場合 当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
 - (2) 前号の場合で、個々の扶養親族の手当額において増額改定となる場合で、届出が当該事実が生じた日から15日を経過した後になされたとき 届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）
 - (3) 扶養親族である子が、特定期間にある子となった場合 満15歳に達する日後の最初の4月
(住居手当)

第18条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額額は、職員の区分に応じて同表に定める手当額（第1号に該当する職員のうち、第2号にも該当するものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職 員 の 区 分	手 当 額
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等により宿舍を貸与されている職員を除く。以下この条において同じ。）	次の各号の区分に応じて、それぞれ掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
第2号 第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めるもの	第1号の例により算出した額の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 新たに住居手当の要件を具備するに至った職員は、当該事実発生日から15日以内に

所定の様式により届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。

- 3 住居手当の支給は、職員が新たに住居手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 4 職員が住居手当の要件を欠くに至った場合には、住居手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）からその支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。ただし、交通機関、有料の道路（以下「交通機関等」という。）又は自動車等の交通用具（以下「自動車等」という。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1月。以下「支給単位期間」という。）につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額

イ	5 km未満	2, 000円
ロ	5 km以上10 km未満	4, 200円
ハ	10 km以上15 km未満	7, 100円
ニ	15 km以上20 km未満	10, 000円
ホ	20 km以上25 km未満	12, 900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15, 800円
ト	30 km以上35 km未満	18, 700円
チ	35 km以上40 km未満	21, 600円

リ	40 km以上45 km未満	24, 400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26, 200円
ル	50 km以上55 km未満	28, 000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29, 800円
ワ	60 km以上	31, 600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額
- イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である職員 第1号及び前号に掲げる額
(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である職員 第1号に定める額
- ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である職員 前号に定める額
- 3 異動等に伴い、地域を異にして勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの及びこれらのものとの権衡上必要があると認められるものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20, 000円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 新たに通勤手当の要件を具備するに至った職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている職員が、部局等を異にして異動した場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 5 通勤手当の支給は、職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 6 通勤手当を支給されている職員が退職し若しくは解雇された場合、又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 7 通勤手当を支給されている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日

が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始する。

8 第2条の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。

9 通勤手当を支給される職員について、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

(単身赴任手当)

第20条 異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に勤務する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

3 単身赴任手当の月額を、30,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて定める額を加算した額とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

4 新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。

5 単身赴任手当の支給は、職員が新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

6 職員が単身赴任手当の要件を欠くに至った場合には、単身赴任手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。

7 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(特殊勤務手当)

第21条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、勤務の内容、手当額等については、別表第2に定める。

(入試手当)

第21条の2 入試手当は、職員が、別表第3の入試区分に掲げる試験において、職員区分に応じて同表に定める業務に従事した場合に支給する。ただし、第14条の規定により管理職手当の適用を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、同表の備考3において支給対象として定める業務に従事した場合を除き、支給しない。

2 前項の入試手当の額は、別表第3に掲げる入試区分、職員区分及び業務区分に応じて同表の手当額に掲げる額とする。

3 入試手当は、別表第3に定める業務について、第25条第2項に規定する時間外勤務手当又は第26条に規定する休日勤務手当が支給される場合には支給しない。

(学位論文調査手当)

第21条の3 学位論文調査手当は、九州大学学位規則第17条第2項に規定する調査委員となった職員が、同項に規定する論文の調査及び学力の確認(以下「調査等」という。)を行った場合に支給する。

2 前項の学位論文調査手当の額は、調査等を行った論文に係る調査委員数並びに主査及び主査以外の区分に応じて、論文1件につき、次の表に定める額とする。

調査委員数	手 当 額	
	主 査	主査以外
3人	20,000円	6,500円
4人	20,000円	4,000円
5人	20,000円	3,000円
6人	20,000円	2,500円
7人	20,000円	2,000円
8人	20,000円	1,800円
9人	20,000円	1,600円
10人	20,000円	1,400円

(診療従事手当)

第21条の4 診療従事手当は、就業通則第32条の規定により勤務する教員が、診療業務に従事した場合に支給する。

2 診療従事手当の月額は、24,000円とする。

(特地勤務手当)

第22条 生活の著しく不便な地に所在する施設として次に掲げる施設(以下「特地施設」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- (1) 農学部附属演習林宮崎演習林
- (2) 農学部附属農場高原農業実験実習場
- (3) 九重研修所

2 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、特地施設の級別区分に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

特 地 施 設	級別区分	支給割合
前項第1号の施設	1級地	100分の12
前項第2号及び第3号の施設	2級地	100分の4

3 前項の特地勤務手当基礎額は、職員が特地施設に勤務することとなった日に受けていた基本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と、現に受ける基本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第23条 職員が異動等に伴って住居を移転した場合に、当該異動等の直後に勤務する施設が特地施設に該当するときは、当該職員には、当該異動等の日から3年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 前項の手当の月額は、同項に規定する異動等の日に受けていた基本給及び扶養手当の

月額合計額に、次の表に掲げる異動等の後の特設施設の級別区分に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
1級地	100分の6
2級地	100分の5

3 第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、特設勤務手当に準ずる手当を支給する。

(遠隔地手当)

第23条の2 11月1日(以下この条において「基準日」という。)において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員には、遠隔地手当を支給する。基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の3月1日までの間(以下「支給対象期間」という。)に採用、異動等の事由により勤務することとなった職員に対しても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には遠隔地手当は支給しない。ただし、第2号のいずれかに該当する者が、支給対象期間において、同号のいずれにも該当しないこととなった場合は、この限りでない。

(1) 基準日から翌年3月1日までの期間の全日数にわたって北海道以外の地にある職員(扶養親族のある職員で、当該扶養親族が当該期間内に北海道に居住するものを除く。)

(2) 基準日において、次のいずれかに該当する者

イ 就業通則第12条第1項第2号により休職となった職員(以下「刑事休職者」という。)

ロ 就業通則第12条第1項により休職となった職員のうち、給与の支給を受けていない職員(第12条第1項第2号に該当する者を除く。以下「無給休職者」という。)

ハ 就業通則第39条第1項により育児休業をしている職員(以下「育児休業者」という。)

ニ 就業通則第40条の2第1項により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業者」という。)

ホ 就業通則第40条の3第1項により配偶者同行休業をしている職員(以下「配偶者同行休業者」という。)

ヘ 就業通則第44条第2項第3号により出勤停止となった職員(以下「出勤停止者」という。)

3 遠隔地手当の額は、基準日(第1項後段に規定する職員にあつては、当該職員が農学部附属演習林北海道演習林に勤務することとなった日とし、第2項ただし書により支給を受けることとなった職員にあつては、同項第2号のいずれにも該当しないこととなった日とする。)における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族(第17条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)のある職員(北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの(本学が定めるものに限る。)及びこれに相当すると認められるものを除く。)	扶養親族のない職員	
75,000円	55,000円	30,000円

(寒冷地手当)

第24条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員には、寒冷地手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には寒冷地手当は支給しない。

- (1) 日本国外にある職員（次項の表における「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）
- (2) 刑事休職者
- (3) 無給休職者
- (4) 育児休業者
- (5) 自己啓発等休業者
- (6) 配偶者同行休業者
- (7) 出勤停止者

3 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員（寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの（本学が定めるものに限る。）及びこれに相当すると認められるものを除く。）	その他の世帯主である職員	
26,380円	14,580円	10,340円

（時間外勤務手当・休日勤務手当）

第25条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125（当該勤務が午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日（次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。）に勤務した職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 就業通則第31条第5項に規定する休日
- (2) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）第12条の規定により休日となった日

第26条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第26条の2 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

（夜勤手当）

第27条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間（前条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1

時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第28条 職員が、勤務時間、休暇等規程第14条の規定により宿日直を行った場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その宿日直1回につき、国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則(平成16年度九大就規第32号)第2条各号に定める宿日直の区分に応じて次の表に定める額とする。

宿日直の区分	手当額
第1号の宿日直	6,300円
第2号の宿日直	20,000円
第3号の宿日直	6,300円

3 宿日直は、第25条から第27条までの勤務には含まれない。

(管理職員特別勤務手当)

第29条 第14条の規定により管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業通則第31条第5項に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により就業通則第31条第5項に規定する休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分等に応じて次に定める額

区 分	支給額(実働時間が6時間を超える勤務)
管理職手当 適用職員	1種 12,000円 (18,000円)
	2種 10,000円 (15,000円)
	3種 8,500円 (12,750円)
	4種 7,000円 (10,500円)
	5種 6,000円 (9,000円)
指定職基本給表適用職員	18,000円 (27,000円)

(2) 前項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額

区 分	支給額
1種	6,000円
2種	5,000円
3種	4,300円
4種	3,500円
5種	3,000円

第4章 賞与

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1月以内に退職し、又は就業通則第17条第1項若しくは第2項に該当して解雇された職員(以下「退職者等」という。)に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 刑事休職者

- ロ 無給休職者
- ハ 育児休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない職員
- ニ 自己啓発等休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない者
- ホ 配偶者同行休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない職員
- へ 出勤停止者

(2) 退職者等のうち、次に掲げる職員

- イ 退職等の日において前号のいずれかに該当する職員であったもの
- ロ 退職し、又は解雇された後、基準日までの間に給与法適用職員等となったもの(本学の在職期間を当該機関の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員となったものに限る。)

3 期末手当の額は、基準日現在(退職者等にあつては退職等の日現在。以下同じ。)において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等の月額の合計額(以下「期末手当基礎額」という。)に、6月に支給する場合は100分の122.5、12月に支給する場合は100分の137.5(管理職手当が支給される職員のうち、本学が指定するもの(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合は100分の102.5、12月に支給する場合は100分の117.5、指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、6月に支給する場合は100分の62.5、12月に支給する場合は100分の77.5)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 4 職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して本学が定める職員にあつては、前項の規定にかかわらず、基本給及びこれに対する地域手当等の月額の合計額に、職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)を前項に規定する期末手当基礎額に加算した額を、同項の期末手当基礎額とする。
- 5 本学が定める管理又は監督の職にある職員にあつては、第3項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定による額に、基本給月額に、職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を、第3項の期末手当基礎額とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給することが不相当と認められる事由のある職員については、これを支給しないこと又は一時差し止めることができるものとする。
- 7 全学管理教員及び特定有期病院医療職員については、第2項第2号ロは適用しないものとする。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員及び退職者等に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

- イ 就業通則第12条第1項の規定に該当して休職となった職員(同項第1号に該当して休職となった職員のうち、給与の全額を支給されている者を除く。)
- ロ 育児休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

- ハ 自己啓発等休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - ニ 配偶者同行休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - ホ 出勤停止者
- (2) 退職者等のうち、次に掲げる職員
- イ 退職等の日において前号のいずれかに該当する職員であったもの
 - ロ 前条第2項第2号ロに掲げる者（勤勉手当に相当する手当の支給がない場合はこの限りでない。）
- 3 勤勉手当の額は、基準日現在において職員が受けるべき基本給及びこれに対する地域手当等の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、職員の勤務成績に応じて本学が定める割合に、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 5 前条第6項及び第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第5章 雑則

(個別契約)

第32条 病院長その他この規程により難しい者については、個別の契約により定める。
(期間を定めて雇用される者の取扱い)

第33条 九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者の取扱いで、この規程の規定を適用しない事項については別表第4のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者に係るこの規程施行後の給与に関する決定その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 前項の場合において、基本給表の名称については、次の表のとおり読み替えるものとし、基本給表における職務の級及び号については、別に通知をしない限り、施行日の前日に受けていた職務の級及び号俸等に対応する基本給月額に決定されたものとする。

施行日の前日における俸給表	施行日において決定されたとみなす基本給表
行政職俸給表（一）	一般職基本給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職基本給表（二）

教育職俸給表（一）	教育職基本給表
医療職俸給表（二）	医療職基本給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職基本給表（二）
指定職俸給表	指定職基本給表

- 4 第2条の規定にかかわらず、次項第2号に定める特殊勤務手当の計算期間及び支給日は、次に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与の支給日
特殊勤務手当（後期専門研修医指導手当及び周産期医療従事者指導手当に限る。）	一事業年度の初日から末日まで	3月21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

- 5 第21条に規定する特殊勤務手当として、別表第2に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める手当を支給する。ただし、平成21年度における第2号に定める手当の額については、「50,000円」とあるのは「25,000円」と、「30,000円」とあるのは「15,000円」とする。

- (1) 平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位	
救急診療手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）が、休日及び夜間において救急医療のうち三次救急患者の診療業務に従事したとき。	休日（8時00分から18時00分まで）	13,570円	1回
		夜間（18時00分から8時00分まで）	18,659円	
分娩従事手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）及び助産師が、分娩に係る業務に従事したとき。	医師（当該分娩に従事する者2名まで）	3,000円	1分娩
		助産師（当該分娩に従事する者2名まで）	2,000円	

- (2) 平成21年12月1日から平成25年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
後期専門研修医指導手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）が、後期専門研修プログラムに基づき、後期研修医の指導に係る業務に従事したとき。	50,000円	1事業年度

- (3) 平成21年12月1日から平成26年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位	
周産期医療従事者指導手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）、助産師及び看護師が、周産期医療に従事する医師、助産師及び看護師の指導に係る業務に従事したとき。	医師	50,000円	1事業年度
		助産師、看護師	30,000円	

- 6 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる級以上である者でその

号が当該級における最低の号でないものに限る。以下「特定職員」という。) に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 基本給月額 当該特定職員の基本給月額(当該特定職員が附則(平成17年度九大就規第17号)第3条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の適用がなかったものとした場合の基本給月額とする。また、当該特定職員が第13条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額に減ぜられた基本給月額とする。以下この項において同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額(当該特定職員が同条の規定を受ける者である場合にあっては、当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下この項において同じ。)に達しない場合(以下「最低号に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額(以下「基本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 地域調整手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当の月額)
- (4) 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(第30条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額(同条第5項に規定する管理又は監督の職にある職員(以下「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、基本給月額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表に定める割合以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表に定める割合以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額)
- (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(第31条第4項で準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当

該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第3項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額（管理監督職員にあつては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第3項に規定する割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
特定業務専門職基本給表	4級
教育職基本給表	5級
医療職基本給表（一）	6級
医療職基本給表（二）	6級

- 7 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）の管理職手当に係る第14条第2項の規定の適用については、同条第2項中「別表第1-12に掲げる額」とあるのは「別表第1-12に掲げる額に100分の98.5を乗じて得た額」と読み替える。
- 8 減額支給対象職員の特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当は、第22条第2項及び第3項又は第23条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第6項第1号の規定により算出される額を考慮して、関係人事院規則に準じて算出される額をそれぞれ当該手当として支給する。
- 9 減額支給対象職員の第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第1項の規定にかかわらず、基本給から附則第6項第1号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額並びに基本給に対する地域手当から同項第2号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額又は基本給に対する地域調整手当から同項第3号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額及び基本給に対する広域異動手当から同項第4号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額並びに管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び特地勤務手当に準じる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額の合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。
- 10 この規程を実施するにあたって必要な技術的事項については、当分の間、関係人事院規則の例によるものとする。

附 則（平成16年度九大就規第46号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第6号）

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程第24条第3項の規定にかかわらず、平成17年11月1日から平成19年3月31日の間において、同条第1項の基準日において次に掲げる世帯等の区分に該当する職員に支給する寒冷地手当の額は、次の表の左欄に掲げる月の区分に応じて同表の右欄に掲げる額とする。
 - (1) 世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員

平成17年11月から平成18年3月まで	30,600円
平成18年11月から平成19年3月まで	26,600円
 - (2) 世帯主である職員のうち、その他の世帯主である職員

平成17年11月から平成18年3月まで	15,440円
---------------------	---------
- 3 改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程に定めるもののほか寒冷地手当の支給に

当たって必要な事項については、当分の間、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年6月8日法律第200号）その他関係法令等に規定する国家公務員の寒冷地手当の支給の例によるものとする。

附 則（平成17年度九大就規第8号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第17号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職員の級及び号の切替え）

第2条 平成18年3月31日（以下「施行日前日」という。）から引き続き在職する職員の級及び号については、本学が定めるところにより、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）に基づく級及び号に決定する。

（基本給についての経過措置）

第3条 施行日前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が、同日に受けていた基本給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「施行日前日の基本給月額」という。）に達しないこととなる職員（次項及び第3項に該当する者を除く。）には、平成26年3月31日までの間、施行日前日の基本給月額を、この規程による基本給月額として支給する。

(1) 適用される基本給、職務の級及び号が、それぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号欄に掲げるもの以外の職員（次号に掲げる職員を除く。）100分の99.1

基本給表	職務の級	号
一般職基本給表（一）	1級	1号から56号まで
	2級	1号から24号まで
	3級	1号から8号まで
一般職基本給表（二）	1級	1号から68号まで
	2級	1号から32号まで
特定業務専門職	1級	1号から40号まで
	2級	1号から8号まで
教育職	1級	1号から44号まで
	2級	1号から32号まで
	3級	1号から12号まで
医療職（一）	1級	1号から52号まで
	2級	1号から32号まで
	3級	1号から16号まで
	4級	1号から4号まで
医療職（二）	1級	1号から56号まで
	2級	1号から40号まで
	3級	1号から16号まで
	4級	1号から4号まで

(2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

2 施行日前日から引き続き在職する職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次に掲げる各号のいずれかの事由に該当することとなった職員で、当該事由該当後にその者の受ける基本給月額が、施行日前日に当該事由が生じたものとみなした場合にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程によりその者が同日に受けることとなる基本給月額（平成21年12月1日において、前条各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、そ

の額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」という。)に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額を新規程による基本給月額として支給する。

- (1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給の基準を異にする職種への異動をした場合（指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。）
- (2) 施行日前日において属していた職務の級より下位の級に変更された場合
- (3) 施行日前における就業通則第12条の規定による休職、就業通則第39条の規定による育児休業、就業通則第40条の規定による介護休業及び勤務時間、休暇等規程第18条に規定する病気休暇の期間を含む期間について、復職後に号の調整をされた場合

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員の基本給月額については、前2項に準じるものとする。

4 附則第6項の適用を受ける職員については、第1項中「、施行日前日の基本給月額」とあるのは「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、施行日前日の基本給月額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と読み替えて適用したものとしたときに得られる額を支給する。

(基本給調整額についての経過措置)

第4条 新規程第12条の規定により基本給調整額が支給される職を占める職員(以下「基本給調整額適用職員」という。)で、施行日前日から引き続き基本給調整額適用職員である者(次項及び第3項に該当する者を除く。)のうち、調整基本額が、施行日前日の調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、同条による基本給調整額のほか、その差額に相当する額に、次に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは切り捨てた額)を、基本給調整額として支給する。

期 間	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

2 施行日以後に新たに基本給調整額適用職員となった職員又は施行日以後に新たに附則第3条第2項各号に掲げる事由に該当することとなった職員のうち、前項に準ずるものとして本学が認める者には、前項に準じて基本給調整額を支給する。

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項に準じて基本給調整額を支給する。

(地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合)

第5条 附則第3条に該当する職員のうち、異動等の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間(以下「対象期間」という。)に当該異動前に在勤していた地域に係る新規程第16条第1項各号に定める割合が改定された場合の同条第3項第1号の割合については、対象期間における地域手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

附 則 (平成18年度九大就規第23号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(管理職手当に係る経過措置)

第2条 第14条の規定により管理職手当を支給される職を占める職員(以下「管理職手当適用職員」という。)で、平成19年3月31日(以下「施行日前日」という。)から引き続き管理職手当適用職員である者のうち、この規程による改正後の管理職手当が

次項の経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に次に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

期 間	割 合
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の100
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

2 経過措置基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 施行日前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員については、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 施行日前日に属していた職務の級と同一又は上位の級に属する職員のうち、同一区分職員（施行日における管理職手当の区分が、施行日前日と同一のものをいう。以下同じ。） 施行日前日にその者が受けていた管理職手当に100分の99.59を乗じた額（国立大学法人九州大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成17年度九大就規第17号）附則第3条第1項第3号に規定する職員（以下「3号職員」という。）については、100分の99.83）

イ 施行日前日に属していた職務の級と同一又は上位の級に属する職員のうち、下位区分職員（施行日における管理職手当の区分が、施行日前日より下位の区分であるものをいう。以下同じ。） 施行日における管理職手当の区分を施行日前日に適用した場合の同日における管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

ウ 施行日前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、同一区分職員 施行日前日にその者が当該下位の職務の級に降格した場合に受けることとなる管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

エ 施行日前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分職員 施行日前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日における管理職手当の区分を施行日前日に適用した場合の同日における管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

(2) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本学職員となったものを除く。）については、施行日前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

(3) 施行日以後に給与法適用職員等から引き続き本学職員となったもののうち、採用の事情等を考慮し、前各号に掲げる職員に準ずるものとして本学が認める職員については、前各号に準じて本学が定める額

（地域手当及び広域異動手当に関する経過措置）

第3条 第16条第3項及び第16条の3の規定は、平成16年4月2日から施行日前日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動等をした場合についても適用する。この場合において、第16条第3項及び第16条の3第1項中「異動等の日から3年間」とあるのは「平成19年4月1日から異動等の日以後3年を経過する日までの間」とする。

（地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合）

第4条 第16条第3項又は第4項に該当する職員のうち、異動等又は採用の日の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動又は採用の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に当該異動等又は採用の直前に在勤していた地域に係る地域手当又はこれに相当する手当の支給割合が改定された場合の同条第3項又は同条第4項第1号の

割合については、第16条第3項又は第4項第1号の規定にかかわらず、対象期間における地域手当又はこれに相当する手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

(助教及び准助教の在職期間の通算)

第5条 別表第1-1-1基本給調整額適用区分表全学の項の(4)の助教及び同項の(5)の准助教としての在職期間には、施行日前日までの助手としての在職期間を含むものとする。

附 則 (平成19年度九大就規第1号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の適用を受けるものについては、平成19年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則 (平成19年度九大就規第7号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大就規第4号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大就規第13号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(特定プロジェクト教員の適用除外規定)

第2条 平成21年3月31日から引き続き在職し、この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。)

第9条第1項第3号に規定する教育職基本給表の適用を受ける特定プロジェクト教員については、この規程による改正後の給与規程第9条第1項第6号及び第33条の規定は適用しない。

附 則 (平成21年度九大就規第4号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大就規第8号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大就規第22号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大就規第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(寄附講座教員及び寄附研究部門教員の適用除外規定)

第2条 平成22年10月1日から引き続き在職し、この規程による改正前の九州大学寄附講座及び寄附研究部門規則(平成16年度九大規則第85号。)第11条第3項に規定する寄附講座教員及び寄附研究部門教員については、この規程による改正後の給与規程第9条第1項第6号及び第33条の規定は適用しない。

附 則 (平成22年度九大就規第17号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大就規第29号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号の調整)

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、平成22年1月1日において第11条第5項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附則(平成23年度九大就規第2号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附則(平成23年度九大就規第15号)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則(平成23年度九大就規第21号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号の調整)

第2条 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要がある職員の平成24年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあっては、2号)上位の号とする。

附則(平成24年度九大就規第9号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附則(平成24年度九大就規第29号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号の調整)

第2条 平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成25年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附則(平成25年度九大就規第13号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号の調整)

第2条 平成26年4月1日において、45歳未満の職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附則(平成26年度九大就規第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)

第21条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の支給期間の特例)

第2条 新規程別表第2に掲げる特殊勤務手当のうち、基幹教育院手当については、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間、支給する。

(一時金の支給)

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成26年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則(平成26年度九大就規第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行日前の異動者の号の調整)

第2条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(基本給月額についての経過措置)

第3条 平成27年3月31日(以下「施行日前日」という。)から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、施行日以降にその者の受ける基本給月額が施行日前日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員(次項及び第3項に該当する者を除く。)には、平成30年3月31日までの間、施行日前日の基本給月額を、この規程による基本給月額として支給する。

2 施行日前日から引き続き在職する職員(前項に規定する職員を除く。)のうち、施行日以降に次に掲げる各号のいずれかの事由に該当することとなった職員で、当該事由該当後にその者の受ける基本給月額が、施行日前日に当該事由が生じたものと見なした場合にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程によりその者が同日に受けることとなる基本給月額(以下「事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」という。)に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額を改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)による基本給月額として支給する。

(1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給の基準を異にする職種への異動をした場合(指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。)

(2) 施行日前日において属していた職務の級より下位の級に変更された場合

(3) 施行日前における就業通則第12条の規定による休職、就業通則第39条の規定による育児休業、就業通則第40条の規定による介護休業、就業通則第40条の2の規定による自己啓発等休業及び勤務時間、休暇等規程第18条に規定する病気休暇の期間を含む期間について、復職後に号の調整をされた場合

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員の基本給月額については、前2項に準じるものとする。

4 附則第6項の適用を受ける職員については、第1項中「、施行日前日の基本給月額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、施行日前日の基本給月額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と、第2項中「、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と読み替えて適用したものとしたときに得られる額を支給する。

(地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合)

第4条 平成30年10月1日までの間、新規程第16条第3項又は第4項に該当する職

員のうち、異動等又は採用の日の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動又は採用の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に当該異動等又は採用の直前に在勤していた地域に係る地域手当又はこれに相当する手当の支給割合が改定された場合の同条第3項又は第4項第1号の割合については、同条第3項又は第4項第1号の規定にかかわらず、対象期間における地域手当又はこれに相当する手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第5条 施行日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動等した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第16条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

2 施行日前に職員がその在勤する地域を異にして異動等した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第16条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則（平成27年度九大就規第6号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

（特定プロジェクト教員等の適用除外規定）

第2条 平成27年11月30日から引き続き在職し、現にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。）第9条第1項第6号イに規定する特定有期職基本給表（一）の適用を受けている特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員、共同研究部門教員並びにテニユアトラック制教員（以下「特定プロジェクト教員等」という。）については、特定プロジェクト教員等として引き続き在職する間、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大就規第9号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第20条に係る改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

（地域手当に関する特例）

第2条 施行日から平成28年3月31日までの間にこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第16条第1項第1号に掲げる地域に在勤する職員に対する地域手当の支給に関する同条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

2 施行日から平成28年3月31日までの間に新規程第16条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に対する地域手当の支給に関する同条第2項第2号の規定の適用については、同号中「100分の10」とあるのは「100分の7」とする。

（一時金の支給）

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成27年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。この場合において、対象期間中の新規程第16条の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の20」とあるのは、「100分の18.5」と、同条第2項第2号中「100分の10」と

とあるのは「100分の7」（ただし、同条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に限る。）とする。

- 2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成27年4月1日（平成27年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額、初任給調整手当及び地域手当に新規規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。
- 3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。
- 4 前2項の一時金の額を算出するにあたり、新規規程を準用して得る地域手当に係る第16条の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、同条第2項第2号中「100分の10」とあるのは「100分の7」（ただし、同条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に限る。）とする。

附 則（平成28年度九大就規第16号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規規程」という。）第17条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（国立大学法人九州大学職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第2条 次の各号に掲げる期間の新規規程第17条第2項の表の適用については、当該各号に掲げる表による。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者	10,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者が ない場合にあつては、そのうち1人につ いては10,000円）
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者が なく第2号に該当する扶養親族がない場合 にあつては、そのうち1人については9, 000円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者	6,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者	6,500円 ただし、一般職(一)8級相当職員及び一般職(一)9級以上相当職員にあつては3,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円 ただし、一般職(一)8級相当職員及び一般職(一)9級以上相当職員にあつては3,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の新規程第17条第5項の適用については、ただし書は適用しない。

(一時金の支給)

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるもの(第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。)については、平成28年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 新規程第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成28年4月1日(平成28年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者(以下「年俸制切替者」という。)はその日。)から12月31日まで(以下「年俸制給与適用期間」という。)に給与(国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則(平成26年度九大就規第4号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。)を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額及び初任給調整手当に新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

附 則(平成28年度九大就規第28号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大就規第6号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大就規第14号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)の適用を受けるもの(第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。)については、平成29年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合(以下「勤勉手当成績率」という。)を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

- 2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成29年4月1日（平成29年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額及び初任給調整手当に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。
- 3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

附 則（平成29年度九大就規第27号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成30年4月1日における号の調整）

第2条 平成30年4月1日において、37歳未満の職員（第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、当該職員の平成27年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成30年4月1日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		

別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技能職員及び労務職員に適用する。

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	163,600	232,900	276,400	318,800	362,300	407,700	458,000
2	165,300	234,900	278,800	321,000	364,900	410,100	461,100
3	167,000	236,900	281,400	323,300	367,400	412,600	464,100
4	168,700	238,600	284,000	325,500	370,000	415,000	467,100
5	170,300	240,900	286,400	327,700	371,900	416,900	470,100
6	172,800	243,000	288,900	329,700	374,400	419,200	473,100
7	175,200	244,800	291,400	331,900	376,700	421,300	476,100
8	177,600	246,800	294,100	334,100	379,200	423,500	479,200
9	179,800	248,800	296,400	336,000	381,700	425,500	481,900
10	181,500	250,400	298,900	338,100	384,400	427,600	485,000
11	183,200	252,000	301,200	340,000	387,000	429,700	488,000
12	184,900	253,500	303,600	342,100	389,700	431,800	491,100
13	186,600	254,900	306,100	344,100	392,100	433,500	493,800
14	188,400	257,000	308,400	346,100	394,400	435,300	496,100
15	190,200	258,900	310,600	348,200	396,600	437,300	498,400
16	191,900	260,700	312,800	350,200	399,000	439,300	500,700
17	193,800	262,400	314,700	352,000	400,800	441,200	502,800
18	195,600	264,500	316,900	353,900	402,800	443,000	504,200
19	197,400	266,600	319,100	355,800	404,700	444,800	505,700
20	199,200	268,700	321,200	357,800	406,500	446,500	507,100
21	200,800	271,000	323,000	359,600	408,400	448,300	508,300
22	202,600	273,300	325,000	361,400	410,200	449,800	509,700
23	204,400	275,300	327,100	363,400	412,000	451,200	511,200
24	206,200	277,600	329,100	365,300	413,900	452,700	512,700
25	207,900	279,600	330,900	367,300	415,700	454,100	513,800
26	209,700	281,800	333,000	369,200	417,200	455,400	514,900
27	211,500	283,900	334,900	371,200	418,700	456,700	516,100
28	213,300	285,900	337,000	373,200	420,300	457,900	517,300
29	214,700	288,100	338,700	375,100	421,900	458,900	518,300
30	216,500	290,000	340,600	377,000	423,200	459,600	519,200
31	218,200	292,000	342,500	378,900	424,500	460,400	520,100
32	220,000	293,900	344,400	380,600	425,700	461,100	521,000
33	221,500	295,800	345,600	382,000	426,900	461,800	521,800
34	223,200	297,500	347,500	383,600	428,200	462,600	522,700
35	224,800	299,200	349,400	385,100	429,500	463,300	523,400
36	226,400	300,800	351,300	386,700	430,700	463,900	523,900
37	227,900	302,300	353,100	388,200	431,900	464,400	524,600
38	229,500	303,800	354,900	389,100	432,700	465,000	525,200
39	231,000	305,300	356,700	390,200	433,500	465,600	526,000
40	232,500	306,900	358,500	391,200	434,300	466,200	526,600

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	233,600	308,400	360,300	392,200	434,900	466,700	527,100
42	235,000	309,900	361,700	393,400	435,600	467,200	
43	236,100	311,300	363,200	394,600	436,300	467,600	
44	237,600	312,900	364,600	395,700	437,000	467,900	
45	239,000	314,400	365,600	396,600	437,800	468,200	
46	240,200	316,000	366,700	397,300	438,600		
47	241,200	317,500	367,800	398,000	439,000		
48	242,500	319,000	368,800	398,700	439,700		
49	243,900	320,100	369,700	399,200	440,200		
50	245,000	321,300	370,000	399,700	440,600		
51	246,200	322,500	370,500	400,200	441,000		
52	247,400	323,700	371,000	400,600	441,400		
53	248,400	324,700	371,400	401,000	441,800		
54	249,800	325,700	372,000	401,300	442,200		
55	251,200	326,600	372,600	401,600	442,600		
56	252,700	327,600	373,200	401,900	442,900		
57	254,100	328,500	373,800	402,200	443,200		
58	255,500	329,200	374,400	402,500	443,600		
59	256,900	330,000	375,000	402,800	443,900		
60	258,200	330,800	375,600	403,100	444,200		
61	259,300	331,400	376,000	403,400	444,500		
62	260,500	331,900	376,500	403,700			
63	261,800	332,500	377,100	404,000			
64	263,000	333,000	377,700	404,300			
65	264,100	333,500	378,200	404,600			
66	265,200	333,700	378,800	404,900			
67	266,400	334,300	379,100	405,200			
68	267,600	334,900	379,600	405,500			
69	268,800	335,200	380,200	405,700			
70	269,900	335,700	380,700	406,000			
71	271,200	336,100	381,200	406,300			
72	272,500	336,600	381,700	406,600			
73	273,500	337,100	382,200	406,800			
74	274,500	337,600	382,700	407,100			
75	275,400	338,100	383,200	407,400			
76	276,500	338,500	383,600	407,600			
77	277,600	338,700	384,000	407,800			
78	278,600	339,100	384,300				
79	279,400	339,600	384,600				
80	280,400	340,000	384,800				

別表第1-3（第9条関係）

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
81	281,000	340,300	385,000				
82	281,900		385,300				
83	282,700		385,600				
84	283,600		385,800				
85	284,600		386,000				
86	285,400		386,300				
87	286,200		386,600				
88	287,000		386,800				
89	287,800		387,000				
90	288,300						
91	288,700						
92	289,200						
93	289,600						

備考 この基本給表は、特定の事務・技術部門等において一定の資格と実務経験が必要であるものとして本学が定める職にある職員に適用する。

別表第1－4（第9条関係）

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800
9	188,100	230,500	295,100	344,500	423,500
10	190,900	232,900	297,600	347,500	426,000
11	193,600	235,300	300,000	350,600	428,400
12	196,300	237,700	302,600	353,900	430,700
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200
21	213,900	261,500	321,400	374,900	450,300
22	215,800	264,500	323,900	377,000	452,600
23	217,700	267,400	326,500	379,100	455,000
24	219,600	270,300	329,300	381,100	457,300
25	221,600	273,100	331,400	382,700	459,300
26	223,700	275,700	333,600	384,500	461,500
27	225,800	278,200	335,800	386,300	463,600
28	227,900	280,900	338,300	388,200	465,800
29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500
33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
39	248,900	306,100	361,700	406,300	489,000
40	250,600	307,800	363,600	407,800	490,900
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400
45	258,300	313,200	372,900	414,900	500,300
46	259,800	314,300	374,700	416,500	502,100
47	261,400	315,200	376,200	417,900	503,900
48	262,800	316,300	378,000	419,500	505,800
49	264,300	317,300	379,500	420,900	507,500
50	265,100	318,400	381,100	422,200	509,200
51	265,800	319,300	382,900	423,500	511,000
52	266,700	320,200	384,600	424,800	512,900
53	267,500	321,400	385,700	425,500	514,500
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100
55	269,300	323,400	388,600	427,400	517,800
56	270,100	324,400	390,200	428,300	519,400
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800
61	275,200	329,500	397,100	432,800	526,000
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000
63	277,100	331,600	400,000	434,700	528,000
64	278,000	332,700	401,500	435,800	529,000
65	279,000	333,500	402,500	436,700	529,600
66	279,900	334,600	403,600	437,700	530,500
67	281,000	335,300	404,600	438,700	531,400
68	282,100	336,400	405,700	439,600	532,300
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200
70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200
73	287,200	340,600	410,000	444,500	535,900
74	288,300	341,600	410,900	445,400	536,400
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200
76	290,400	343,600	412,500	447,300	537,800

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
77	291,000	344,600	413,200	448,100	538,300
78	292,000	345,600	413,700	448,600	538,900
79	292,900	346,500	414,100	449,300	539,500
80	293,800	347,400	414,500	449,900	540,100
81	294,700	348,400	414,800	450,700	540,700
82	295,600	349,400	415,200	451,400	
83	296,500	350,400	415,500	451,700	
84	297,400	351,400	415,900	452,300	
85	297,700	352,000	416,200	452,700	
86	298,500	352,600	416,600	453,100	
87	299,300	353,200	417,000	453,500	
88	300,200	353,800	417,400	453,800	
89	301,100	354,400	417,700	454,100	
90	301,700	354,800	418,100	454,400	
91	302,400	355,200	418,500	454,900	
92	303,000	355,700	418,800	455,200	
93	303,600	356,200	419,100	455,500	
94	304,300	356,600	419,500	455,800	
95	305,000	357,100	419,800	456,100	
96	305,700	357,600	420,100	456,400	
97	305,900	358,200	420,400	456,700	
98	306,400	358,700	420,800	457,200	
99	306,900	359,100	421,100	457,500	
100	307,400	359,600	421,400	457,800	
101	307,700	360,000	421,700	458,100	
102	308,100	360,500	422,100		
103	308,400	360,800	422,400		
104	309,000	361,300	422,700		
105	309,400	361,800	423,000		
106	309,800	362,200	423,400		
107	310,100	362,700	423,700		
108	310,500	363,200	424,000		
109	310,700	363,600	424,300		
110	311,100	364,100	424,600		
111	311,500	364,600	424,900		
112	311,900	365,000	425,200		
113	312,200	365,400	425,500		

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
114	312,600	365,800	425,800		
115	312,900	366,300	426,100		
116	313,200	366,700	426,400		
117	313,500	367,100	426,600		
118	313,900	367,500			
119	314,300	368,000			
120	314,700	368,400			
121	314,900	368,700			
122	315,100	369,100			
123	315,400	369,600			
124	315,700	369,900			
125	316,000	370,300			
126	316,200	370,800			
127	316,500	371,300			
128	316,900	371,700			
129	317,200	372,100			
130	317,500	372,600			
131	317,900	373,100			
132	318,100	373,600			
133	318,300	374,100			
134	318,600	374,600			
135	318,900	375,100			
136	319,100	375,600			
137	319,400	376,100			
138	319,600	376,600			
139	319,900	377,100			
140	320,200	377,600			
141	320,500	378,100			
142	320,900				
143	321,300				
144	321,700				
145	321,900				
146	322,300				
147	322,600				
148	323,000				
149	323,200				
150	323,600				
151	323,900				

別表第1-4 (第9条関係)

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
152	324,300				
153	324,500				
154	324,900				
155	325,300				
156	325,700				
157	325,900				

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する教員及び教務職員に適用する。

別表第1-5 (第9条関係)

イ 医療職基本給表(一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	

別表第1-5 (第9条関係)

イ 医療職基本給表(一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800		
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100		
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400		
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600		
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500			
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200			
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800			
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200			
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700			
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200			
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700			
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300			
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800			
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400			
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000			
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500			
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			

別表第1-5（第9条関係）

イ 医療職基本給表（一）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
86		289,100	325,000	345,900				
87		289,300	325,200	346,200				
88		289,500	325,600	346,500				
89		289,900	326,000	346,900				
90		290,100	326,400	347,200				
91		290,300	326,800	347,600				
92		290,500	327,200	347,900				
93		290,900	327,500	348,300				
94		291,100	327,700	348,600				
95		291,300	328,100	348,900				
96		291,600	328,400	349,200				
97		292,000	328,600	349,500				
98		292,300	328,900	349,900				
99		292,500	329,200	350,300				
100		292,800	329,500	350,700				
101		293,100	329,700	351,200				
102		293,300	330,000	351,600				
103		293,500	330,400	352,000				
104		293,800	330,600	352,400				
105		294,100	330,700	352,900				
106			331,000					
107			331,400					
108			331,600					
109			331,800					
110			332,200					
111			332,600					
112			333,000					
113			333,200					

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技術職員のうち、医療に携わる職員（医療職基本給表（二）の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
94	281,400	314,600	348,000	366,000			
95	282,300	315,300	348,700	366,400			
96	283,300	315,900	349,300	366,700			
97	284,000	316,600	349,700	367,300			
98	284,800	316,900	350,100	367,800			
99	285,400	317,500	350,600	368,300			
100	286,300	318,200	351,000	368,800			
101	287,100	318,600	351,500	369,400			
102	287,900	319,200	351,900	369,900			
103	288,700	319,800	352,400	370,400			
104	289,500	320,400	352,800	370,800			
105	290,200	320,800	353,100	371,400			
106	290,700	321,300	353,600	371,900			
107	291,200	321,800	354,000	372,400			
108	291,700	322,300	354,300	372,900			
109	291,900	322,700	354,800	373,500			
110	292,200	323,100	355,300	373,900			
111	292,400	323,400	355,800	374,400			
112	292,800	323,700	356,300	374,900			
113	293,100	324,100	356,800	375,500			
114	293,300	324,500	357,300				
115	293,700	324,900	357,800				
116	294,000	325,200	358,200				
117	294,300	325,400	358,600				
118	294,600	325,700	359,000				
119	294,900	326,100	359,500				
120	295,300	326,300	360,000				

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
121	295,600	326,500	360,400				
122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				
125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					
148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技術職員のうち、看護業務等に携わる職員に適用する。

別表第1-7 (第9条関係)

指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この基本給表の適用及び号の決定は、その職責又は教育研究上の業績に基づき、総長が個別に定める。

別表第1-8 (第9条関係) 削除
別表第1-9 (第9条関係)

ロ 特定有期職基本給表 (二)

号	基本給月額
	円
1	140,100
2	155,700
3	172,200
4	192,800
5	214,600
6	245,300
7	268,200
8	290,600
9	311,300

備考 この基本給表は、特定有期プロジェクト支援職員(本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する者をいう。)、特定有期代替事務職員及び特定有期代替技術職員の職歴、学歴、経験年数、従事する職務内容等に応じて適用する。

別表第1-10 調整基本額表（第12条関係）

イ 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,600 円
2級	8,500 円
3級	9,600 円
4級	10,200 円
5級	10,600 円
6級	11,200 円
7級	12,100 円
8級	12,700 円
9級	14,300 円
10級	15,900 円

ロ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	6,000 円
2級	7,400 円
3級	8,500 円
4級	8,700 円
5級	9,600 円

ハ 教育職基本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500 円
3級	11,900 円
4級	12,700 円
5級	15,000 円

ニ 医療職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,200 円
2級	8,000 円
3級	9,100 円
4級	9,700 円
5級	10,500 円
6級	11,300 円
7級	12,200 円
8級	13,800 円

ホ 医療職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	8,100 円
2級	9,400 円 ただし、 1号 8,496 円 2号 8,590 円 3号 8,685 円 4号 8,775 円 5号 8,869 円 6号 8,973 円 7号 9,076 円 8号 9,180 円 9号 9,288 円 10号 9,351 円
3級	9,700 円
4級	10,000 円
5級	10,400 円
6級	11,600 円
7級	12,500 円

別表第1-11 基本給調整額適用区分表（第12条関係）

勤務箇所	適用する職員	調整数
全学	<p>(1) 大学院の学府又は研究科(以下「学府等」という。)の担当を命じられているもので、学府等の教育課程の編成上基礎となる講座その他の教員組織(以下「基礎講座等」という。)に配置されている教授、准教授、講師又は助教(以下「講座等教員」という。)のうち当該学府等において、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの若しくは主任として学生に対する研究指導(以下「主任指導」という。)を担当するもの又は講座等教員に準じると認められるもののうち学府等において講義等を年度を通じて4単位以上担当するもの若しくは主任指導を行うほか講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち、学府等の博士課程を担当し、次の各号に掲げる人数の学生の主任指導を行うもの</p> <p>イ 医学又は歯学を履修する学府等 5人以上</p> <p>ロ イ以外の学府等 4人以上</p> <p>(2) 大学院担当教員のうち、学府等の博士課程を担当する者(1に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 大学院担当教員(1及び2に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 学府等に在学する学生の指導を命じられているもので、基礎講座等又は学府等の教育内容と関連を有する講座等に配置されている助教で、次の各号のすべてに該当する者(大学院担当教員を除く。)</p> <p>① 次のいずれかに該当する者(助教としての在職期間が6月に満たない者を除く。)</p> <p>イ 博士の学位を有する者</p> <p>ロ イに相当する研究業績を有する者(修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学卒業後8年以上の研究歴を有する者を対象とする。)</p> <p>② 学府等において授業科目の担当教員である教授又は准教授と連携して行う学生指導(以下「授業指導」という。)及び主任指導教員である教授又は准教授と連携して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において授業4単位分に相当する時間以上(うち授業指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。</p> <p>(5) 学府等に在学する学生の指導を命じられている准助教で、次の各号のすべてに該当する者</p> <p>① 基礎講座等又は学府等の教育内容と関連を有する講座等に配置されている准助教で、その者が職務を助けている教授又は准教授が当該学府等の授業を常時担当していること。</p> <p>② 次に掲げる准助教のうち、学生に対して十分な指導能力を有すると認められる者(准助教としての在職期間が6月に満たない者を除く。)</p> <p>イ 博士の学位を有する者</p> <p>ロ イに相当する研究業績を有する者(修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学卒業後8年以上の研究歴を有する者を対象とする。)</p> <p>③ 学府等において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導(以下「授業補助指導」という。)及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において授業4単位分に相当する時間以上(うち授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。</p>	<p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
医学部	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
生体防御 医学研究 所	(2) 1に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員で、当該業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員(教員を除く。)	1
医学部 農学部 生体防御 医学研究 所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員のうち、当該業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員(教員を除く。)	1
病院	<p>(1) 精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師</p> <p>(2) 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者</p> <p>(4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者</p> <p>(5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員</p> <p>(6) 精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟のうち本学が定めるもの(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(2に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師</p> <p>(7) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする職員のうち、本学が定めるもの</p> <p>(8) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員のうち、本学が定めるもの</p>	<p>2</p> <p>1</p>

別表第1-12 管理職手当（第14条関係）

基本給表	職務の級	区分	管理職手当 (円)
一般職基本給表（一）	8級	2種	94,000
		3種	82,200
	7級	2種	88,500
		3種	77,400
	6級	2種	83,100
		3種	72,700
		4種	62,300
	5級	2種	79,300
		3種	69,400
		4種	59,500
教育職基本給表	5級	1種	150,000
		2種	106,900
		3種	93,500
		4種	80,200
		5種	66,800
	4級	4種	64,200
		5種	53,500
医療職基本給表（一）	7級	4種	65,700
	6級	4種	62,300
	5級	4種	58,900
医療職基本給表（二）	7級	2種	88,300
	6級	2種	86,700
	5級	2種	79,000
		4種	59,200
	4級	4種	53,700

備考 研究院長のうち副学長又は学部長を兼ねる者、研究所長のうち副学長を兼ねる者及び病院長については、「管理職手当」欄の額に、月額50,000円を加算する。

別表第1-13 初任給調整手当（第15条関係）

期間の区分	月 額
1年未満	50,700 円
1年以上 2年未満	50,700 円
2年以上 3年未満	50,700 円
3年以上 4年未満	50,700 円
4年以上 5年未満	50,700 円
5年以上 6年未満	50,700 円
6年以上 7年未満	48,900 円
7年以上 8年未満	47,100 円
8年以上 9年未満	45,300 円
9年以上 10年未満	43,500 円
10年以上 11年未満	41,700 円
11年以上 12年未満	39,900 円
12年以上 13年未満	38,100 円
13年以上 14年未満	36,300 円
14年以上 15年未満	34,900 円
15年以上 16年未満	33,500 円
16年以上 17年未満	32,100 円
17年以上 18年未満	30,700 円
18年以上 19年未満	29,300 円
19年以上 20年未満	27,900 円
20年以上 21年未満	26,500 円
21年以上 22年未満	25,900 円
22年以上 23年未満	25,300 円
23年以上 24年未満	24,300 円
24年以上 25年未満	23,700 円
25年以上 26年未満	23,100 円
26年以上 27年未満	22,500 円
27年以上 28年未満	21,900 円
28年以上 29年未満	21,100 円
29年以上 30年未満	20,800 円
30年以上 31年未満	20,400 円
31年以上 32年未満	19,800 円
32年以上 33年未満	18,900 円
33年以上 34年未満	18,000 円
34年以上 35年未満	17,300 円

別表第2 特殊勤務手当一覧表(第21条関係)

手当の種類	勤務の内容	手 当 額		支給単位
高所作業手当	① 農学部又は大学院農学研究院に所属する職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円		1日
	② ①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円		
	③ 施設部に所属する職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行った営繕工事の監督に従事したとき。	200円		
	④ ③の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。	300円		
爆発物取扱等作業手当	一般職基本給表の適用を受ける職員が、直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき。	300円		1日
航空手当	職員が、航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき。	一般職基本給表(一)2級以上 教育職基本給表2級以上		1時間
	① 試作又は改造の航空機用機器材の実験	一般職基本給表(一)1級 教育職基本給表1級		
	② 気象、地象又は水象の観測又は調査			
	③ 水路又は陸地の測量			
	④ 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査			
⑤ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査				
種雄牛馬取扱手当	農学部附属農場に所属する職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したとき。	230円		1日
死体処理手当	① 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている一般職基本給表の適用を受ける職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円		1日
	② 一般職基本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。	1,000円		

防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員(教育職基本給表の適用を受ける職員を除く。)が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	290円	1日	
放射線取扱手当	① 診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。	230円	1日	
	② 職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)			
異常圧力内作業手当	① 職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。	気圧0.2メガパスカルまで	210円	1時間
		気圧0.3メガパスカルまで	560円	
		気圧0.3メガパスカル超	1,000円	
	② 職員が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	潜水深度20メートルまで	310円	
		潜水深度30メートルまで	780円	
		潜水深度30メートル超	1,500円	
	③ 職員が、潜水船「しんかい2000」又は「しんかい6500」に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。	一般職基本給表(一)4級以上	2,200円	
教育職基本給表3級以上				
一般職基本給表(一)3級及び2級		1,700円		
教育職基本給表2級				
	一般職基本給表(一)1級	1,400円		
	教育職基本給表1級			
災害応急作業等手当	職員が、地震により被災した文教施設の応急危険度判定の作業のうち、当該判定において「危険」又は「要注意」とされた施設に係る作業に従事したとき。	1,080円	1日	
山上等作業手当	① 職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。	410円	1日	
	② 一般職基本給表の適用を受ける職員が、農学部附属演習林宮崎演習林又は北海道演習林(11月から翌年4月までの間に限る。)において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。	260円		
夜間看護等手当	助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	6,800円	1回
		深夜における勤務時間が4時間以上	3,300円	
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	2,900円	
		深夜における勤務時間が2時間未満	2,000円	

		職員が、上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算する。		
		通勤距離が片道2km以上5km未満	380円	1回
		通勤距離が片道5km以上10km未満	760円	
		通勤距離が片道10km以上	1,140円	
待機手当	病院別府病院で勤務する医療職基本給表適用職員が、救急の外来患者及び入院患者の容態の急変に備え、待機を命じられたとき。	夜間(17時15分から8時30分まで)	1,000円	1回
		休日の昼間(8時30分から17時15分まで)	600円	
極地観測手当	職員が、南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したとき。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。	一般職基本給表(一)7級以上 教育職基本給表5級	4,100円	1日
		一般職基本給表(一)6級、5級及び4級 教育職基本給表4級及び3級	3,100円	
		一般職基本給表(一)3級 教育職基本給表2級	2,400円	
		一般職基本給表(一)2級 教育職基本給表1級	2,000円	
		一般職基本給表(一)1級	1,900円	
		越冬して行う業務に従事した場合は、上記の額にその100分の30に相当する額を加算する。		
健康管理等手当	産業医を命じられた職員が、職員の健康管理及び職場の衛生管理に関する業務に従事したとき。		20,000円	1月
基幹教育院手当	基幹教育院の教員が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(基幹教育セミナー及び課題協学科目の両科目に従事)	教育職基本給表5級及び4級 教育職基本給表3級及び2級	20,000円 10,000円	1月
	基幹教育院の教員が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(基幹教育セミナーのみに従事)	教育職基本給表5級及び4級 教育職基本給表3級及び2級	7,000円 3,500円	
	基幹教育院の教員が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(課題協学科目のみに従事)	教育職基本給表5級及び4級	13,000円	
分娩従事手当	九州大学病院で診療業務に従事する教員(医師免許を有する者に限る。)が、分娩に係る業務に従事したとき。(原則として宿日直勤務に従事する者に限る。)	当該分娩に従事する者2名まで	5,000円	1回
手術部看護手当	九州大学病院で勤務する医療職基本給表(二)の適用を受ける職員が、手術部における看護業務に従事したとき。		10,000円	1月

備考1 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間未満の場合の手当額は、上記の手当額に100分の60を乗じて得た額とする。

高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、種雄牛馬取扱手当及び災害応急作業等手当

備考2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって手術部において勤務しないこととなるときは、その月の手術部看護手当は、支給しない。

別表第3 入試手当(第21条の2関係)

入試区分	職員区分	業務区分	手当額	
大学入試センター試験 一般入試 (前期日程及び後期日程)	教員	入試実施委員会委員	年度当たり 12,000円	
		一般入試世話人	年度当たり 10,000円	
		出題代表委員	年度当たり 10,000円	
		出題委員会委員(前期日程)	1科目当たり 70,000円	
		点検委員(前期日程)	1科目当たり 35,000円	
		出題委員会委員(後期日程)	1科目当たり 70,000円	
		点検委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円	
		採点委員会委員(前期日程)A	1科目当たり 10,000円	
		採点委員会委員(前期日程)B	1科目当たり 20,000円	
		採点委員会委員(前期日程)C	1科目当たり 45,000円	
		採点委員会委員(前期日程)D	1科目当たり 60,000円	
		採点委員会委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円	
		入学者選抜調査研究分析業務	年度当たり 22,000円	
		入学者選抜機械処理業務	1試験当たり 60,000円	
	教員以外	試験場業務(試験場長付)	1日当たり 10,000円 半日当たり 5,000円	
		試験監督者		
		救護業務(医師)		
		警備等の入学試験業務		
	AO入試 帰国子女入試 社会人入試 私費外国人留学生入試	教員	実施本部及び試験場事務	1日当たり 6,000円 半日当たり 3,000円
			救護業務(看護師)	
警備等の入学試験業務				
願書点検, 受験票発送, 問題仕分等				
入学者選抜機械処理業務		1試験当たり 45,000円		
編入学試験	教員	入試実施委員会委員	年度当たり 10,000円	
		出題者	1試験当たり 15,000円	
		点検者		
		採点者	1試験当たり 7,000円	
	面接者			
	教員以外	試験場業務(試験場長付)	1試験当たり 10,000円	
		試験監督者		
		警備等の入学試験業務		
入学者選抜機械処理業務(AO入試に係るものに限る。)		年度当たり 60,000円		
大学院入試	教員	試験場事務	1試験当たり 6,000円	
		警備等の入学試験業務	年度当たり 45,000円	
編入学試験	教員	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円	
	教員以外	試験場事務	1試験当たり 3,000円	
大学院入試	教員	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円	

備考

1 採点委員会委員(前期日程)におけるAからDまでの区分は、それぞれ次の受験者数に係る採点業務に従事した場合に適用する。

A:1~99名 B:100~1,999名 C:2,000~4,999名 D:5,000名以上

2 編入学試験及び大学院入試の入試業務従事者とは、大学入試センター試験及び一般入試における教員の業務区分に相当する業務をいう。

3 第21条の2第1項ただし書により、管理職手当の適用を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員について入試手当の支給対象となる業務区分は、入試区分に応じ、次のとおりとする。

- ① 大学入試センター試験及び一般入試
入試実施委員会委員、一般入試世話人、出題代表委員、出題委員会委員、点検委員及び採点委員会委員
- ② AO入試、帰国子女入試、社会人入試及び私費外国人留学生入試
入試実施委員会委員、出題者、点検者、採点者及び面接者
- ③ 編入学試験及び大学院入試
①又は②に相当する業務

別表第4（第33条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
<p>特定有期プロジェクト支援職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する事務職員及び技術職員をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動） 第12条（基本給調整額） 第14条（管理職手当） 第15条（初任給調整手当） 第16条の3（広域異動手当） 第17条（扶養手当） 第18条（住居手当） 第20条（単身赴任手当） 第21条（特殊勤務手当） 第21条の2（入試手当） 第21条の3（学位論文調査手当） 第22条（特地勤務手当） 第23条（特地勤務手当に準ずる手当） 第23条の2（遠隔地手当） 第24条（寒冷地手当） 第28条（宿日直手当） 第29条（管理職員特別勤務手当） 第31条（勤勉手当）</p>
<p>特定有期代替事務職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における就業通則第12条第1項第1号に該当し休職中の職員又は休職から復職し事務支援・環境保全センターに配置された職員（以下「休職職員等」という。）の業務を処理する事務職員をいう。）及び特定有期代替技術職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における休職職員等の業務を処理する技術職員をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動） 第12条（基本給調整額） 第14条（管理職手当） 第15条（初任給調整手当） 第16条の3（広域異動手当） 第17条（扶養手当） 第18条（住居手当） 第20条（単身赴任手当） 第21条の3（学位論文調査手当） 第23条（特地勤務手当に準ずる手当） 第28条（宿日直手当） 第29条（管理職員特別勤務手当） 第31条（勤勉手当）</p>